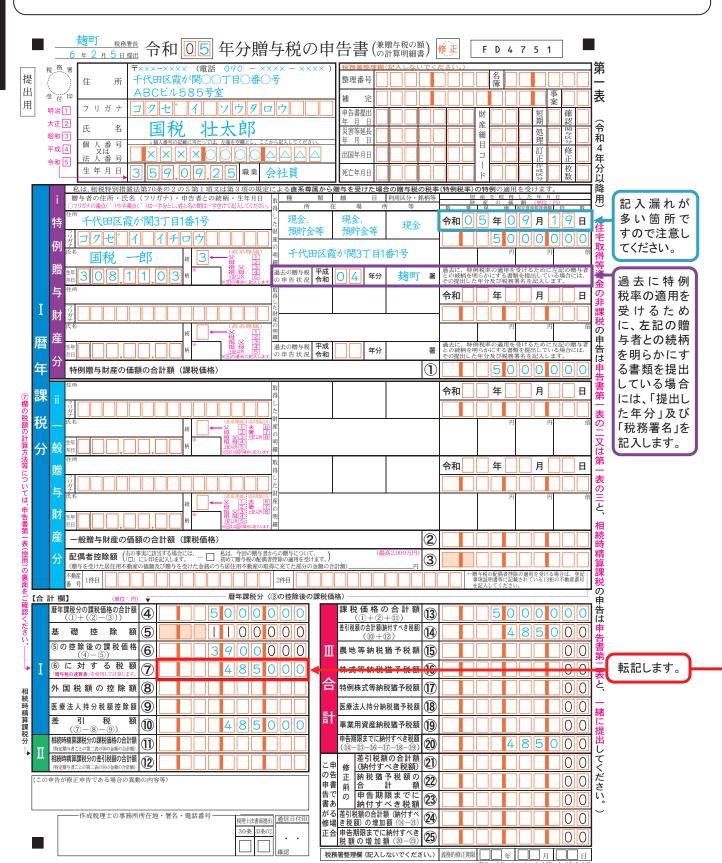
【事例1】暦年課税(特例税率)を適用する場合

私(国税壮太郎)は、祖父(国税一郎)から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和4年分の贈与税の申告において、祖父からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注)「特例税率」については、33ページを参照してください。



令

和5年

分

以降

用

特

例

贈与財

産

又

は

般贈

与財

産

のいずれ

か

方の

みを取

得

た場

合

用

「特例贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税 (暦年課税) の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する 必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の 案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)が、直系 尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額 は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000 円
基礎控除額	В	1, 100, 000 円
Bの控除後の課税価格【A−B】	C	3,900 , 000 円
○に対する税額※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】を使用して計算します。(申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

【速算表(特例贈与財産用)】

基 礎 控 除 の 課 税 価	後 格	2,000 千円 以下	4,000 千円 以下	6,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	30,000 千円 以下	45,000 千円 以下	45,000 千円 超		
特 例 税	率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%		
控除額(特例税	率)	-	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円		

- <ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません。)。
- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円 を超えるとき
- ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額 (1,100 千円) を 差し引いた後の課税価格*が 3,000 千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額(\Box 5,000,000円)から基礎控除額(\Box 1,100,000円)を控除した課税価格(\Box 3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(\Box 485,000円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税(一般税率及び特例税率)を適用する場合

私(甲野修)は、母(甲野花子)から現金300万円、兄(甲野武)から上場株式500株の贈与を受けました。 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

(注) 「一般税率」及び「特例税率」については、33ページを参照してください。

提出用 (現 所 横浜市 明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4 令和 5 生年月日 3 4 6	港北区〇〇△丁目×番×号	税務署整理側(記入しないでく 整理番号 補 完 中告書提出 災害等延長 年月日 出国年月日 死亡年月日		§ 4 年 分 り以 降
	番×号 現金 現金 対	1 年	3 0 0 0 0 0 0 0 0 0	用 日 住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の
1	4 解 兄 電影は高います。	(最高2,000万円) (3	500株 3,000	二又は第一表の三と、相続時精算課税の
(全) 計 欄】 (単位:円) ▼ (本) (単位:円) ▼ (小) ((2) (-3)) (4) (1) + ((2) (-3)) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	416666	課税価格の合計額 (①+(②+(②)+(②)) (①+(②)+(③)) (①) 差別級額の合計額納付すべき税额 (①) (①) + (②) (②) (②) (②) (②) (③) (②) (③) (③) (③) (③) (③) (③) (③) (③) (③) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④		の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。 000000000000000000000000000000000000

14

令

和5

年

分以降

用

特

贈

財

産

لح

般贈

写財

産

の両

方を取得した場

合用

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」(いずれも33ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」により贈与税額を計算します。

なお、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>3_贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

また、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税 (暦年課税) の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する 必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の 案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000⊞
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	В	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【△+B- G】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	Е	1, 100, 000 円
図の控除後の課税価格【図−図】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000円
『 の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【⑥×집/励】	H	273,333円
『回の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【①×(B-C)/D】	J	143,333円
税額 (田+①) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額($\overline{\mathbb{A}}$) と一般贈与財産の価額($\overline{\mathbb{B}}$) の合計額($\overline{\mathbb{D}}$) から基礎控除額($\overline{\mathbb{E}}$) を控除した課税価格($\overline{\mathbb{E}}$) に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して計算した税額($\overline{\mathbb{G}}$ ・ $\overline{\mathbb{L}}$) について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額($\overline{\mathbb{K}}$)を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額(圓及び圓欄の計算)

 \mathbb{E} 13,900,000 円×40% (特例税率) -1,900,000 円 (控除額) $=\mathbb{G}$ 3,660,000 円

(2) 一般贈与財産に対応する税額([]及び[]欄の計算)

[□13,900,000 円×45% (一般税率) −1,750,000 円 (控除額) = □4,505,000 円

□4,505,000 円×{(図10,000,000 円 − 図0 円) / 図15,000,000 円}□ 3,003,333 円 (註) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り拾てます。

(3) 贈与税額の計算(区欄の計算)

 $\mathbb{H}_{1,220,000} \oplus + \mathbb{J}_{3,003,333} \oplus = \mathbb{K}_{4,223,333} \oplus$

【速算表 (特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円 以下	4,000 千円 以下	6,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	30,000 千円 以下	45, 000 千円 以下	45,000 千円 超
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額 (特例税率)	-	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4, 150 千円	6,400 千円

【速算表 (一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産(「**一般贈与財産**」といいます。)に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算 します。

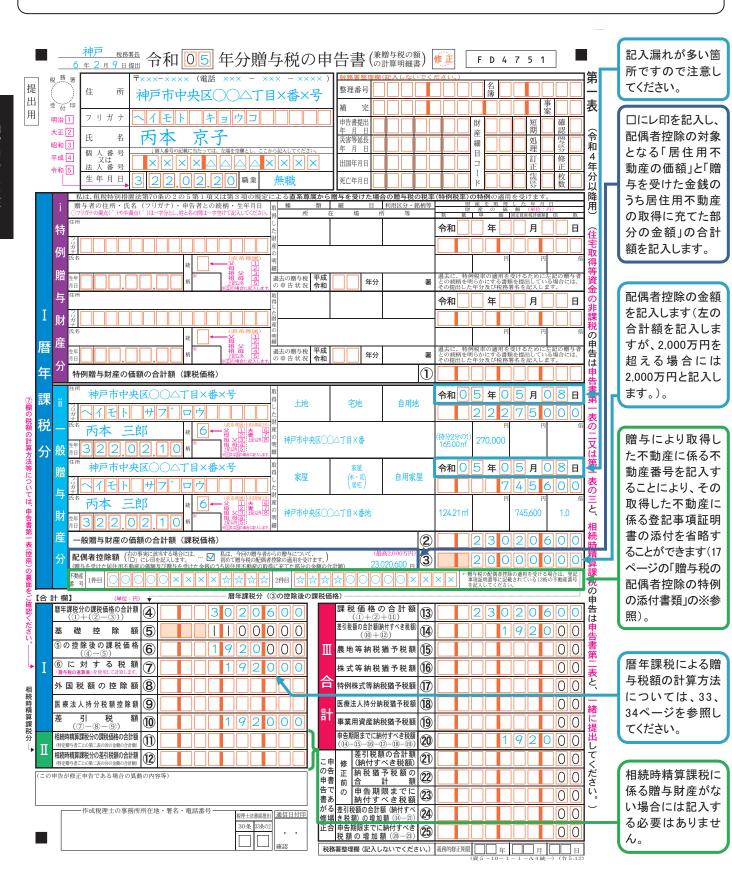
基 礎 控 除 後の課 税 価 格	2,000 千円 以下	3,000 千円 以下	4,000 千円 以下	6,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	30,000 千円 以下	30,000 千円 超
- 般 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額 (一般税率)	1	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

特例贈与財産の価額(\Box 3,000,000円)と一般贈与財産の価額(\Box 1,500,000円)の合計額(\Box 4,500,000円)から基礎控除額(\Box 1,100,000円)を控除した課税価格(\Box 3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(\Box 410,000円・ \Box 430,000円)について、それぞれの財産の価額に対応する税額(\Box 273,333円・ \Box 143,333円)を計算し、その合計額(\Box 416,666円)を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私(丙本京子)は、夫(丙本三郎)から居住している家屋とその敷地(宅地、路線価地域)の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例 (注1)の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」 (注2)を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、40ページを参照してください。
 - 2 「一般税率」については、33ページを参照してください。



令和5年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに○がある場合</u>には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。 該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者(夫又は妻)ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	
3	これまでに、この行例の適用を支げたことがありまりが。	いいえ	
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】	いいえ	はい
4	前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	0.0.7	10.
5	贈与を受けた財産は不動産(土地等・家屋)又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】	はい	いいえ
	その不動産は、国内にある不動産ですか。	16. 0	0.0.7
	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】		
7	その金銭を令和6年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てます	はい	いいえ
	カ ₁ 。		
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和6年3月15日までに居住す	はい	いいえ
	る見込みですか。		
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

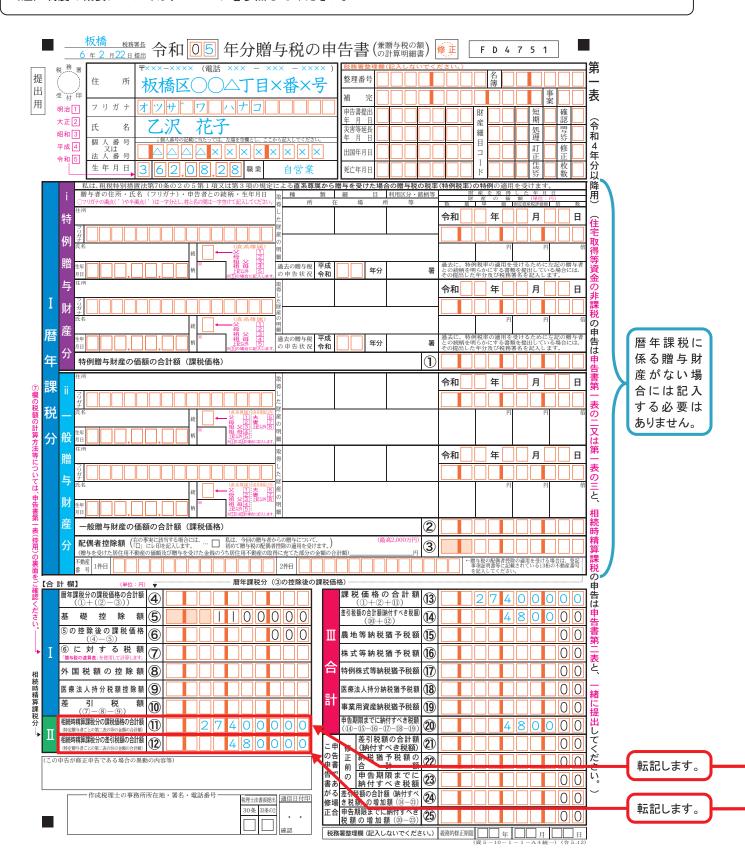
この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

	添付書類
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。)
2	受贈者の戸籍の附票の写し(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。)
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をす ることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私(乙沢花子)は、祖母(乙沢陽子)から宅地(自用地、路線価地域)と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。 令和 5 年 1 月 1 日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 18 歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。

(注)制度の概要については、35ページを参照してください。



	,		5年	, 3 / 11			- 1							_	受贈者				フ	沢	7	花	ユ	
	次	特例の	適用を受い	ナる場	合には	:, 🗆	の中	にレ	印を	記入	して	くだる	ž ()°		X 711 T	3 47	20-11			\ <u>//\</u>		<u>1 L.</u>	1	
		】私は、	租税特別	措置法	法第70∮	条の	3第	1項(の規定	己によ	よる相	続時	精算課	税選	択の特	詩例∅							単位:	
			所・氏名(フリ					-	種		類	細	目	利用	区分·銘	柄等	財	産	を 取 産	σ)	を毎	月日額	_
			・半濁点(*)は一字:	}とし、姓と :	名の間は一字	空けて記	入してくた	ith.	D ±	所	在		場	近	等	_	数			ІШ	評价	資産税 面額	<u> </u>	数
相	住戶	π						5	Ē	土地	3	5	空地		自用地		令和	0	5 年	-		月 (==	B
扣		豊島区		丁目	△番		号	J.	ii ii									Щ	2 5	9	5	0 [0		0
								ā	者 栃	(橋区	(00	△丁目	×番				86.50)m²	300,0	000	Ì			
続	フリガナ	ナッ _{サ゛}	ワーヨ	ウニ					5		· NI	1 15	111 11 64				令和	0	5 年	1	0	月	1 6	日
	氏名							í	b 有 导	価証	. 赤	上場	株式等	杉	朱式会	社			1	4	5	0 (0 0	0
時		Z	沢	易	子			l			B区○(E券△		丁目×ネ	番×号	7		5,000)株	290	円)	Ì	円		fi
	H		_ () [1]	ъ.Г	2、祖乡	> বি	*	,	<i>d</i>								令和		年			月		日
精	続	柄	-		<<td></td><td></td><td>場合に</td><td>董 D</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td>IJTH</td><td></td><td><u></u>_</td><td></td><td></td><td><u></u></td><td>╬</td><td>Π</td>			場合に	董 D							-	IJTH		<u></u> _			<u></u>	╬	Π
作月	生月	年日	3 1 4	4.	0 1			0	A THE											円		Ħ		fi
		t	—明治 1、			3,	平成[4	JA.														<u> </u>	
算	財産	の価額の	合計額(課	兑価格)											<u>26</u>			2 7	4	0	0 (0 0	0
	特 別 控	J ====================================										27)								0				
課	除額	-	・額の残額 ・ ・額 (26の金) ・				ぎわ す	5.4年7.	(-	28 29			2 52 5			0 0	==	0
	か計算		作に繰り越さ													30			<u> </u>					0
114	-	1	後の課税価												_			2	4	0	0 (00	0	
税	額	③に対す	る税額(③	×205	%)											32							0 0	_
	か計算	外国税额	質の控除額(外国にあ	る財産の	贈与を	受けた	と場合で	で、外国	の贈与	税を課	せられ	たときに訪	己入しる	ます。)	33								
勿	#	差引税额	(32-33)													34)				4			0	
	上記	の特定贈	申告した利 与	務署名 署	控除を受 平成	けた年		受贈	者の信	主所及	び氏	名(「椎	続時精算	果税選技	沢届出書.	」に記	載した住	主所・日	(名と異)	なる場	合にの	み記入	します。)
		らの贈与 取得し		2 署	令和 平成	年分																		
		に係る過 続時精		有 署	令和 平成	年分	+																	
		分の贈与 申 告 状		者署	令和 平成	年分	+															—		
	•	(3)+\ L	記の棚で記す		令和			田純1→	21 # 1 +	坦山	714	541V												
	© 1	-記に記載	記の欄に記入 式された特別 「課税選択」	定贈与	ないとき 者から (の贈 -	手に:	ついて	初め	て相	続時料	青算謂												
			居出書」を								.o. i-	, U 14	~СК Н Т71	₽ W. Z	ν <u>3Σ</u> *†-1	-xr 4)	, s para V.	- 제기	ا بحر ت	, , , , ,	∞ LI (1	-101	ाचगर	umu A
	171 24	000 1844 TO 1888	整理番号						名簿					届	出番号									
*	祝務	署整理欄	財産細目コ	Lo				\neg		ī		確認												

記入漏れが 多い箇所で すので注意 してください。 「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)> 確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>25_相続時精算課税選択届出書(令和2年分以降用)

相続時精算課税選択届出書

令和 6 年 2 月 22 日

板橋 税務署長

	住 所	Txxxxxx 電話(xxx - xxx -xxxx)
受	又は 居 所	板橋区〇〇△丁目×番×号
贈	フリガナ	オツザワ ハナ コ
者	氏 名 (生年月日)	乙沢 花子 (大·图·平 62 年 8 月28 日)
	特定贈与者	その続柄

私は、下記の特定贈与者から令和<u>5</u>年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏 名	乙沢 陽子
生年月日	明·大·昭·平 14 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由 推定相続人又は孫となった年月日 令和 年 月 日

(注)孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に**ノ**印を記入してください。)

- ☑ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - (1) 受贈者の氏名、生年月日
 - (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
 - (※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける 特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容 を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1 項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。
 - 2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで 相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に 加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令5.12)

Q&A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を 選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しな ければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

必要な添付書類とともに**申告書第一表及ご第二表**と一緒に提出してください

令和5年中に特 定贈与者(2ペー ジの2(注2)参

照)の孫が特定贈

与者の推定相続

人となった場合

で、推定相続人と

なった時前の特 定贈与者からの

贈与について相

続時精算課税の

適用を受けるとき

には、記入は要し

ません。

〇「相

続時精算課税選択届出

は

令和5年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに〇がある場合</u>には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和38年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の 直系卑属(子や孫など)である 推定相続人 又は孫ですか。	はい	いいえ

- (注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和38年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(29ページ又は31ページ参照)を使用してください。
 - 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(※) 又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(※) の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」(※) 又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(※) を併せて使用してください。
 - ※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 に掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(40ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(36ページの(n)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。)を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
- (注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1) の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。
 - 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】をご覧ください。

Q&A 不動産取得税はかかりますか。

問: 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

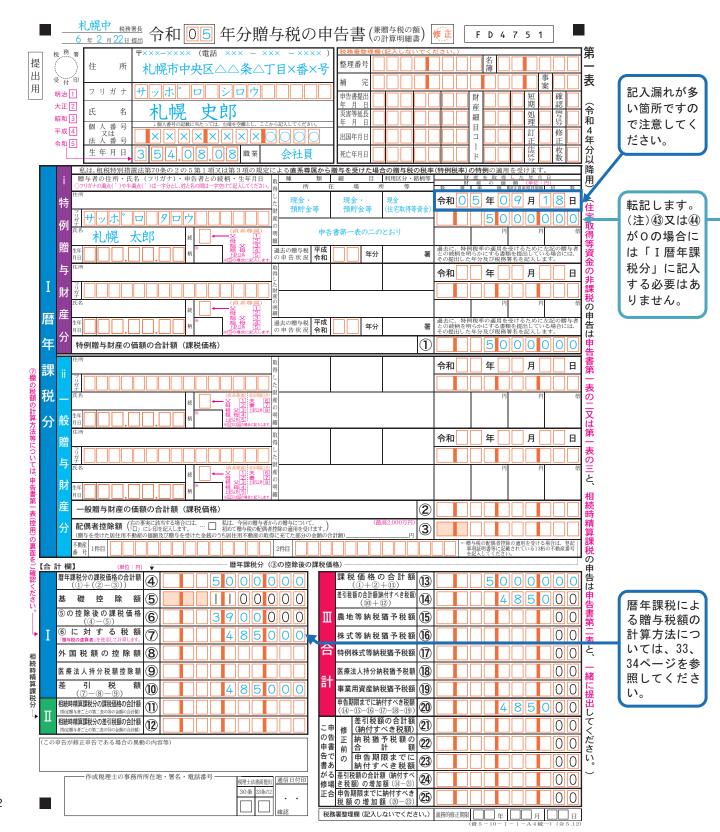
答: 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税) はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私(札幌史郎)は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父(札幌太郎)から現金 1,500 万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(40 ページ参照)であり、令和 5 年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します(注3)。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については40ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については25ページ及び26ページの⑥-1を参照してください。
 - 2 「特例税率」については、33ページを参照してください。
 - 3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(40ページ参照)を適用する場合には、29ページ及び30ページのB-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。



■ 令和 5 年分贈与税の申告書 (住宅	E取得等資金の非課税の計算明	細書)	修正 FD4749		「住宅取得等資金
		増者の	氏名 札幌 史郎],,,	の非課税」の適用 を受ける場合には
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人に	1		Tull XVI	第一	口にレ印を記入し
☑ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規			用を受けます。(注1) (単位:円)	表	ます。
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(*)や半濁点(*)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて配入してください	取得した財産の所在場所	等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	<u>の</u> ニ	
札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条		令和 0 5 年 0 9 月 1 8 日	令	記入漏れが多い箇 所ですので注意し
住がサッホ。ロータロウ	×丁目×番×号		15000000	和	てください。
宅 ^{氏 名} 札幌 太郎 1 ← √ (()) # 2 (1) #		ŀ	令和	和5年分用	
取 集報 3 2 4 0 5 1 0 新 上記以外 5 米 5 0 地名 においます				用	
得 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		35)	1 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	<u>(</u> 第	
知子者や「正内」に入石(ノッカノ)・中日者 C V がに付き 玉牛万口 つり対すの高点(*) や半濁点(*) は一字分とし、姓と名の間は一字会けて記入してください。 住 所	取得した財産の所在場所等	爭	住宅取得等資金の金額	表の	
マ 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			令和	の二は、	
氏名 (直系尊属)			令和 年 月 日		
金			令和 年 月 日	安	
の 用目	· 合計額	36		必要な添付書類と	
3E		37)	10000000		非課税限度額は40
は宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円 中部では、1,000万円又は500万円	けた金額	38		ともに	ページを参照して ください。
税 計 住宅資金非課税限度額の残額 (第一38)		39	10000000	申告	
W-0		40	1000000	書第	
分 物質 からま 非課税の適用を受ける金額		41		表と	
	-41)	42	1000000	緒	
贈 祭 ③のうち課税価格に算入される金額 (⑤)- の な (⑤)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表		43	5000000	提提	
機	(又は第二表)にこの金額を転記します。) 44		出して	【種別、所在及び地 番(家屋番号)又は
不 新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した	記事項証明書等に記載されている :場合には下記の記入を省略することが	513桁の ができま	O不動産番号等を記入してください。 <u>で。</u>	てくだ	不動産番号を記入
番 不 動	不動			が	することにより、
7等 産 □ 土地及家 の の 2 建物 び屋 □ 土地地番	番				登記事項証明書の 添付を省略するこ
細別□強物番号	号	<u> </u>			とができます(26
(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈 2,000万円超(新築若しば取得又は増改築等をした住	与税の申告書に添付する必要があり	ます (*	合和5年分の所得税に係る合計所得金額が	Š	【ページの「添付書 【類一覧A-1」の
全の非課税の適用を受けることができません。)。	七用の家屋の水面積が30111木画であ	る場口に	は1,000万円旭)の場合には、住宅取付寺員	,	「No. 7・8・9」の①
所得税及び復興特別列得税の確定申告書を提出した金	\$ 2 ZE	した税	13/21]	(注3)参照)。
(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証					
屋である場合は「500万円」となります。 (注3) 住宅取得等資金の非課 覚又は住宅取得等資金の贈与を					
といいます。)の適用を全ける人が、所得税の住宅借入 等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資。					
γγ°	72 AND TO THE WAY AND THE WAY		T	1	
* 税務署整理欄 整理番号 * 欄には記入しないでください。	名簿 確認				
〒 1回には出し八し/みヾ゚ € \ / 。 € ^{₹ 4} o					
l I			(資 5 - 10 - 1 - 3 - A 4 統一) (令 5.12)		
(XXX	31 har) NT mbh 1 1	11	/P A +cr.), += /cr.), A +cr. = 1		

- (注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 - ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の 金額)の合計額を加算した金額です。
 - ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計 額(損益の通算後の金額)
 - ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲 渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合 に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 に掲載しています。

<令和5年分用>

〇 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「①震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用します。おって、⑥及び⑥のチェックシートは国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。

「**⑥住宅取得等資金の非課税」**の概要については40ページを、「**⑧住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」**の概要については40ページを、「**⑦震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については41ページを参照してください。

適用を受け ようとする 特例の種類 住宅用の家 屋の取得 の態様	A 住宅取得等 資金の非課税 非課税限度額につい ては、40ページを参 照してください。	©	图 住宅取得等資金の 贈与を受けた場合 の相続時精算課税 選択の特例 贈与者が60歳未続時であっても相視択 であり課税を選択 きる特例です。	© ®の適用に係る 災害に関する 税制上の措置 「下の※を参照してくだしまい。
新 築 (請負契約(注文住宅) などにより住宅用の 家屋を新築した場合 取 得 建売住宅や分譲マンション を売買契約などにより住宅 用の家屋として購入した場合	④ − 1 (25ページ)	④− 1 (25ページ) + ©− 1		® − 1(29 ページ)+© − 1
増改築等 住宅用の家屋に対し て増築又は改築など の工事をした場合	④-2 (27ページ)	(A) − 2(27 ページ)+(C) − 2		®−2 (31ページ) + ©−2

- (注) 1 「新築」には、令和6年3月15日において屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時 以後の状態にあるものが含まれます。
 - 2 「取得」の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和 6 年 3月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。
 - 3 「**増改築等」**には、令和6年3月15日において増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
 - 4 「④住宅取得等資金の非課税」又は「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「⑥住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※「⑥住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)」の概要

「④住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「⑧住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。

- ① 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により減失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合
- ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築 等ができなかった場合
 - ロ 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート (A)-1 新築又は取得用

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェ ック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「12」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることが できます。なお、このチェックシートは、<u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u>を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税 制上の措置)』のチェックシート©-1 新築又は取得用」(以下「チェックシート©-1」といいます。)を併せてご使用ください。なお、「チェ ックシート©-1」は国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。

- 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は 増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回 復が困難な損壊を含みます。以下同じです。) をした場合
- ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
 - ロ 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

 - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート©−1で確認してください。 2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『No... 12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。 該当する回答を○

〇「受贈者」に関する事項

1

ジ は 切 ŋ 離 L 7 申 告 書

添 付

提 出

さ

ŊΛ

12

あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。 は N いいえ 2 あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。 は LI いいえ あなたの令和5年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下(新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿 3 いいえ 上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下)ですか あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがあ 4 いいえ はい りますか

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得 (その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和6年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。 	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして26ページの「添付書類一覧@ー1」の「№.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき26ページの「添付書類一覧@−1」の「№.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、26ページの「添付書類一覧@−1」の「№.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

〇「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は	U	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	は	U	いいえ

〇「非課税限度額」に関する事項

新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、26 ページの「添付書類一覧®-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。)ですか。

【非課税限度額】 は い⇒1,000万円

で囲んでください

①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上

(省エネ等住宅)

令和4年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その 金額をこのチェックシートの「12」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和5年分の贈与税の申告で非課税の適 用を受けることができる金額となります。

いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等 を確認する際に使用してください (「No.1~12」は、25ページのチェックシート®-1の番号に対応しています。)。 なお、この添付書類一覧は、<u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u>を対象としています。 〇「受贈者」に関する事項 No. 付 書 類 等 チェック欄 <mark>受贈者の戸籍の謄本</mark>などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること 2 源泉

演泉

徴収票

など令和5年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(令和5年分の所得税及び

復興 特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一 3 -表の二」に記入す ることにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。) 平成 21 年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確 4 認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。 「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項 0 住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなど、新築に係る契約又は取得の相手 方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方 を含みます。) を明らかにする書類 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。 【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 【令和6年3月15日にお 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 いて新築の工事が完了に (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年1 準ずる状態にある場合] 月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 1 新築に係る工事の請 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷 負契約書の写しなどで 地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明 その家屋が住宅用の家 書も併せて提出してください。 屋に該当すること及び 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出 <u>をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます</u> 床面積を明らかにする 次に掲げるいずれかの書類(取得した家屋が、チェックシート®-1の「9」の③に該当 書類 する場合のみ必要となります。) 2 新築に係る工事を請 а 耐震基準適合証明書 建設住宅性能評価書の³ け負った建設業者など の住宅用の家屋が工事 c 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 7 の完了に準ずる状態に 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了し あることを証する書類 たものに限ります。 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に 8 (工事の完了予定年月 係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 の記載があるものに限 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその 9 ります。) 家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。 新築をした住宅用の 次に掲げるいずれかの申請書等の写し(住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつ き申請をしたことを証する書類)及びその申請書等に応じた証明書等(取得した家屋 家屋を居住の用に供し チェックシートA-1の「9」の4に該当する場合のみ必要となります。) たときは遅滞なく左記 申請書等 ①の書類を所轄税務署 物の耐震改修の計画の調 а 長に提出することを約 耐震基準適合証明申請書 (仮申請書) 耐震基準適合証明書 h する書類 С 建設住宅性能評価申請書(仮申請書) 建設住宅性能評価書の写 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約 d が締結されていることを証する書類 申込書 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和6年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 (注)1 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 〇「受贈者の居住」に関する事項 【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 11 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類 〇「非課税限度額」に関する事項 【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 【令和6年3月15 次のaからeのいずれかの書類 日において新築 a 住宅性能証明書(※1) の工事が完了に 準ずる状態にあ 建設住宅性能評価書の写し(※1) h る場合】 住宅省エネルギー性能証明書(※2) С 〇 新築をした住 長期優良住宅建築等計画等の(変更)認定通知書の写し(※4) ①及び②の d 両方の書類(※3) 住宅用家屋証明書(若しくはその写し)(※5)又は認定長期優良住宅建築証明書 宅用の家屋のエ ①及び②の ① 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定通知書の写し 事が完了したと 住宅用家屋証明書(若しくはその写し)(※5)又は認定低炭素住宅建築証明書 12 きは遅滞なく左 日 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。
2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。
(1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前(令和5年3月31日までに居住の用に供される家屋の場合は、令和5年3月31日まで)に、その証明のための家屋の調査が終了したもの
(2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家屋の場合は、今のアラの選択の大めの家屋の表情である。 記の書類を所轄 税務署長に提出 することを約す る書類 (2) 建築阪度用ではにことがあるは上口がある。 その証明のための家屋の調査が終了したもの ※3 長期優良住宅建築等計画等の(変更)認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※4 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書であるとなって。 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書(若しくはその写し)を除きます。 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。 令和 月 н

受贈者の氏名:______!

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主な チェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「13」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受け

ることができます。なお、このチェックシートは、<u>住宅用の家屋の増改築等をした人</u>を対象としています。 また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税 制上の措置)』のチェックシート $\mathbb{O}-2$ 増改築等用」(以下「チェックシート $\mathbb{O}-2$ 」といいます。)を併せてご使用ください。なお、「チェック シート[®]ー2」は国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。

- ① 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は 増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回 復が困難な損壊を含みます。以下同じです。) をした場合
- ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
 - 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

 - ※1 上記①に該当する人の「『非課稅限度額』に関する事項」は、チェックシート⑥ー2で確認してください。
 2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課稅限度額』に関する事項」の「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」 に代えて確認してください。

該当する回答を○ で囲んでください

〇「受贈者」に関する事項

1 ジ は

切 ŋ 離 L 7 申 告 書

添 付

提 出

さ ŊΛ

13

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの令和5年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下(増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下)ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を 受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。)していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積 (区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2 分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、28ページの「添付書類一覧®-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事 に要したものですか。	はい	いいえ

〇「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を〇で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は	い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	は	U	いいえ

〇「非課税限度額」に関する事項

増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であること につき、28ページの「添付書類一覧@-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。) ですか。

【非課税限度額】

①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上

は い⇒1,000万円 (省エネ等住宅)

(注) 令和4年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、 その金額をこのチェックシートの「13」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和5年分の贈与税の申告で非 課税の適用を受けることができる金額となります。

いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)

27

令和5年分 「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 (A) - 2 増改築等用

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~13」は、27ページのチェックシートM-2の番号に対応しています。)。なお、この添付書類一覧は、<u>住宅用の家屋の増改築等をした人</u>を対象としています。

\sim	Г тон + .	に関する事項
()		

No.	支贈者] 一関する事項 添付書類 等	-	チェック欄
1	○ <mark>受贈者の戸籍の謄本</mark> などで、次の内容を証する書類		7 - 7 7 ING
2)直系尊属に該当すること	
3	○ <mark>源泉徴収票</mark> など令和5年分の所得税に係る合計所得金額を明 興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月 入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」	日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記	
4	平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなど	で「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を	П
	確認してください。(注) 添付書類として提出する必要はありません		
0 1	「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項		
5	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど 地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます		
	【 令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了し	6年3月15日において増改築等の工事が完了	
	○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書にの家家	げる状態にある場合】 收築等に係る工事の請負契約書の写し などでそ 量が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を かにする書類	
7	にする書類も必要です。	牧築等に係る工事を請け負った建設業者などの	
	2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭 住宅	月の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを 5書類(工事の完了予定日の記載があるものに限	П
8	に出か、その情気楽寺をした世七市の家産の敷地の用しりまった出たれることとかる土地等を取得したときにはそりまっ	r.)	
		牧築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左 │ 書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 │	
	3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の		
	写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をする ことにより、登記事項証明書の原本の添付を省略するこ		
	とができます。		
		<u>6 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了</u> ずる状態にある場合】	
		<u>する状態にのる場合</u> 』 牧築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左	
	a 確認済証の写し 記の語	書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	
	b 検査済証の写し c 増改築等工事証明書(注)		П
9	(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給		
	水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕 又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人		
	が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契		
	約が締結されていることを証する書類も併せて提出し てください。		
		6 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了	
		ずる状態にある場合】	
10		牧築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左 │ 書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 │	П
	る工事に要した費用の額及びその明細を明らかに		
	するもの		
0 1	「受贈者の居住」に関する事項	/ 4° + 1 、 1	
	【 <u>令和6年3月15日までに居住していない人</u> のみチェックして ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができ		
12	た書類	or Alling all Erriniants	
	② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること	を約する書類	
0 [「非課税限度額」に関する事項		
	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみって 【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了し 【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了し 【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了し 【令和6年3月1日ません。	- エックしてください。】 6 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了	
		5年3月15日において増収業等の工事が元 <u>]</u> ずる状態にある場合】	
	O 次に掲げるいずれかの書類	x築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記	
4.0		頁を所轄税務署長に提出することを約する書類	
13	b 建設住宅性能評価書の写し		
	(注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住		
	宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのも のであることについて証明されたものに限ります。		
	○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお		
	尋ねください。		
- 令和	和 年 月 日	フリガナ	
. 受則	贈者の住所:	受贈者の氏名:	

令和5年分 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート B-1 新築又は取得用

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の 特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、<u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u>を対象としています。 また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例 (災害に関する税制上の措置)』のチェックシート $\mathbb{O}-1$ 新築又は取得用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート $\mathbb{O}-1$ 1」は国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。

- ① 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合 ② 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によって は原状回復が困難な損壊を含みます。) をした場合
 - ※ 上記①に該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

〇「受贈者」に関する事項

該当する回答を○ で囲んでください

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属 (子や孫など) である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき 新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれ らの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築 (その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得 (その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和6年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして30ページの「添付書類一覧®ー1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき30ページの「添付書類一覧®ー1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、30ページの「添付書類一覧®ー1」の「No.5・6・7」の③の記明書等により証明がされたもの	は い	いいえ

〇「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる 居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を〇で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は	い	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、 令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	は	い	いいえ

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「 $No.1 \sim 9$ 」は、29ページのFェックシートBー1の番号に対応しています。)。

なお、この添付書類一覧は、<u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u>を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.			
1	○ <u>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類</u>		
	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること		
2 O			
3	「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項 ○ 住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなど、新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。)を明らかにする書類 (注)上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。		
	【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 【令和6年3月15日にお		
5 · 6 · 7	(注 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって 床面積又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないとさには それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得 (保名工事の請負 やしたときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載 のある書類の提出をすることにより、発記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 ② 次に掲げるいずれかの書類 (取得した家屋が、チェックシート®ー1の「7」の③に 該当する場合のみ必要となります。) a 耐震基準適合証明書		
	「受贈者の居住」に関する事項		
9	【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類		
10	その他に必要な添付書類 ○ 相続時精算課税選択届出書		
	年 月 日 フリガナ 背者の住所: 受贈者の氏名:		

令和5年分 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート 〇田一2 増改築等用

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート \bigcirc 2 増改築等用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート \bigcirc 2」は国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。

- ① 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした場合
 - ※ 上記①に該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に 代えて確認してください。

該当する回答を○ で囲んでください

〇「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属 (子や孫など) である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる 状態を含みます。)していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有 し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積 (区分所有建物の場合はその専有部分の床面積) は 40 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、32ページの「添付書類一覧®-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事 に要したものですか。	はい	いいえ

〇「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納稅義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納稅義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国稅庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	はい	いいえ

令和5年分 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 B-2 増改築等用

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精 算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「No. 1 \sim 10」は、31ページのチェックシート®-2の番号に対応しています。)。なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

〇「受贈者」に関する事項

No.	添付書類		チェック欄
1			
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること		
O L	住宅用の家屋の増改築等」に関する事項		
3	O 住宅用の家屋の <mark>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</mark> など 増改築等に係る契約の相手方 (その敷地の用 に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。) を明らかにする書類		
5 . 6	でいる場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記入のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	第和6年3月15日において増改築等の工事が完了に 「する状態にある場合】 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどで の家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面 「で明らかにする書類 増改築等に係る工事を請け負った建設業者など の住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にある ことを証する書類(工事の完了予定日の記載がある のに限ります。) 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく に記の書類を所轄税務署長に提出することを約す できる。	
7	ている場合】 準 O 次に掲げるいずれかの書類 O a 確認済証の写し 方	計和6年3月15日において増改築等の工事が完了に 生ずる状態にある場合】 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく 記の書類を所轄税務署長に提出することを約す 計書類	
8	でいる場合】 準 O 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る 方	6和6年3月15日において増改築等の工事が完了に 「でる状態にある場合】 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく 「記の書類を所轄税務署長に提出することを約すり書類	
ОГ	受贈者の居住」に関する事項		
10	【今和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住字田の家屋の増改築等後直ちに居住の田に供することができない事情及び居住の田に供する予定時期を		
	その他に必要な添付書類	,	
11	〇 相続時精算課税選択届出書		
_·-·			
- ^{フリガナ} - 受贈者の住所:			į
L			 .